

2015 年 11 月 4 日

「TPP 協定に定められている著作権法整備に関わる事項の概要について」に対する意見

一般社団法人 電子情報技術産業協会
法務・知的財産権委員会
著作権専門委員会

このたびは、標記の件に関しまして、意見をさせていただく機会を頂戴いたしましたこと、誠にありがとうございます。また、TPP 協定の締結に向けて精力的に交渉くださり、大筋合意を取りつけていただきましたことに感謝申し上げます。

当協会は、これまでも総論といたしましては TPP 協定の締結に賛成の立場から、各論に関しましてご留意いただきたい事項について意見をさせていただいて参りました。

以下、著作権法の改正に向けて懸念される事項について、意見させていただきます。

(1) 著作物等の保護期間の延長について

当協会は、保護期間の延長により、作品の利用許諾が今以上に困難となり、コンテンツ産業とともに歩む利用側の産業界もその影響を多大に受け、当該著作物の利用・流通が阻害されることとなることを強く懸念する。

保護期間を延長される際には、問題の拡大が予測される孤児著作物の問題も含め、著作物等の利用・流通を阻害しないための方策を並行して実施するなど、何らかの対応が必要と考える（例えば、保護期間の延長の利益を得るために登録を要するものとし、それにより権利の所在を明確化し、適正な利用を促すなど）。

(2) 著作権侵害罪の一部非親告罪化

当協会は、著作権侵害罪の一部非親告罪化により、被害者が被害回復を求める意思がない場合でも当局が職権で刑事手続を開始できることになることにより、創作・表現行為について萎縮効果が生ずることを強く懸念する。

いわゆるデッドコピーや、それに準じたものに限定するなど、著作権侵害に該当するかどうかの判断が困難な場合に刑事告訴される可能性が生じないようにされたい。

(3) 著作物等の利用を管理する効果的な技術的手段（アクセスコントロール等）に関する制度整備

アクセスコントロール等技術的手段に関する制度整備については、平成 24 年法改正において、対応済みとの認識です。

当協会は、アクセスコントロールを含む技術的手段の回避に対する民事救済・刑事罰の規定を導入することにより、著作権で規定される排他権に係る行為のみならず、排他権と

はされていない著作物の視聴や使用行為に対して大きな影響を及ぼすことを強く懸念する。

著作権保護に名を借りたプラットフォーム保護という弊害が生じることが、産業界及び利用者のみならず著作権法の権威である複数の有識者からも指摘されているところ、コンテンツ保護を実現しつつ、弊害が生じないような規制となるよう、お願いしたい。

また、正当な機器、部品、チップ等の製造・販売・サービス提供へのサイドエフェクトが生じることのないようにするべく、製品開発や研究開発の萎縮を招かないよう適切な除外規定を整備されるよう要望する。

なお、衛星放送のデコード規制（知的財産権保護の権利行使）に関しても、同様に一般の事業者の研究開発等を阻害しないような配慮が望まれる。

(4) 配信音源の二次使用に対する使用料請求権の付与
意見なし。

(5) 法定の損害賠償又は追加的な損害賠償に係る制度整備
わが国の現行著作権法において、賠償額の認定が少なく抑止効果として十分でないといった議論は把握できておらず、十分な抑止効果が得られていることから、法改正は不要と考える。

(6) その他
上記 5 項目はいずれも著作権等の保護の強化に関するものであり、かつ、著作物等の種類や利用態様について比較的幅広くその保護を強化するものである。上述の留意事項に配慮いただいたとしても、その状況に変わりはない。

当協会は、「権利者に損害を与えるような利用態様ではないにもかかわらず、該当する権利制限規定が存在しないか、存在しても不十分な内容であるために、本来、適法とされるべき利用が違法と位置づけられてしまっている場合が存在している」と考えており、そのような状況下で上記のような保護強化を行えば、著作物等の保護と利用のバランスを著しく失うこととなることは明らかである。

当協会としては、著作物等の保護と利用の適正にバランスさせるために、著作物等の種類や利用態様をあらかじめ限定せずに、利用行為の適法性を柔軟に判断する「柔軟性のある規定」を導入することが不可欠と考える。

以上